

第1回 農業分野の外国人材受入れセミナー

外国人材受入
に関する情報は
こちら



農業分野における外国人材の受け入れ

令和6年12月25日

経営局 就農・女性課



農林水産省

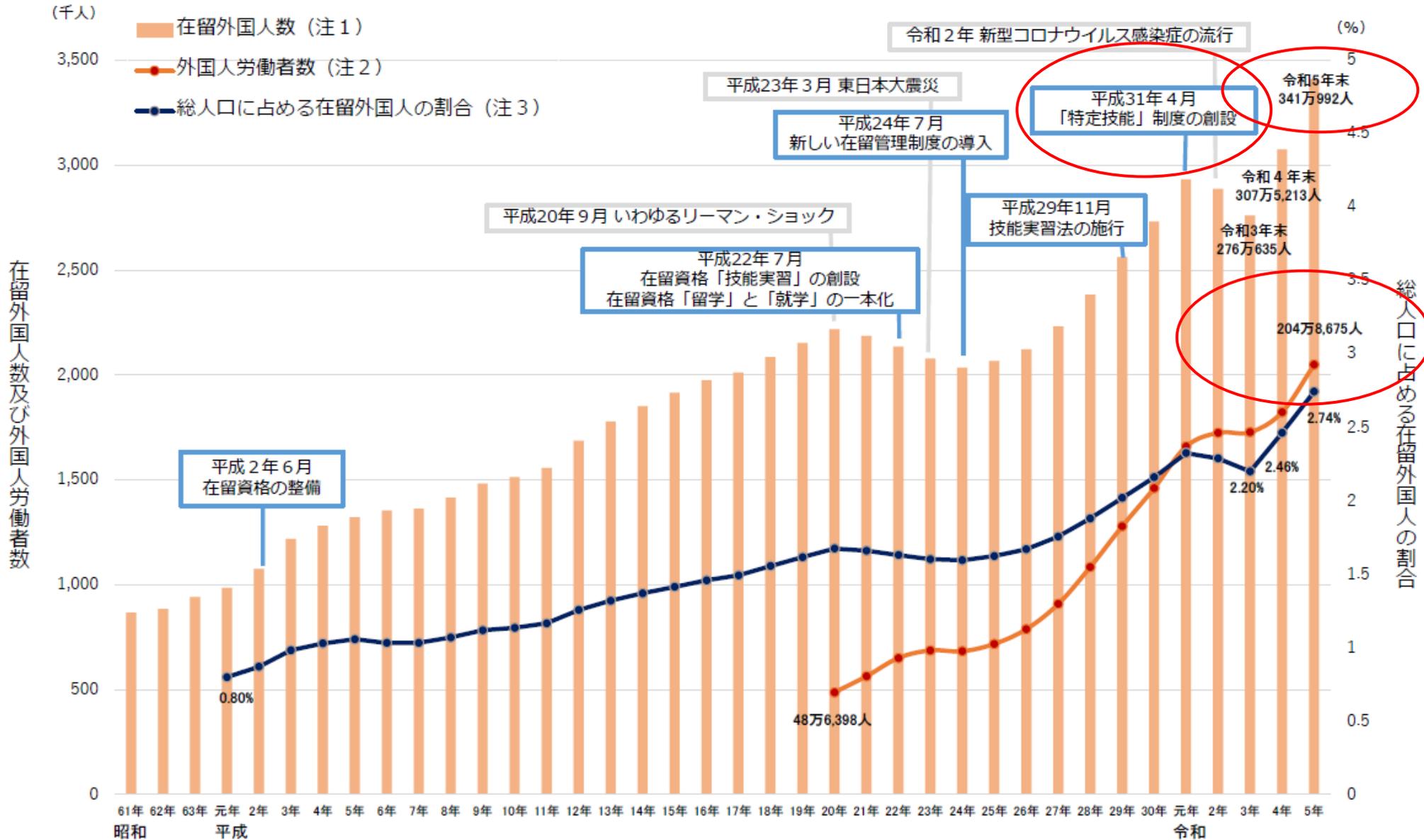


目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

在留外国人数及び外国人労働者数の推移

<出入国在留管理庁資料>



(注1)平成23(2011)年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、平成24(2012)年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。
 (注2)厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(各年10月末現在の統計)に基づく(外国人雇用状況の届出制度は、平成19(2007)年10月1日から開始されているため、平成20(2008)年以降の推移を示している)。
 (注3)総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

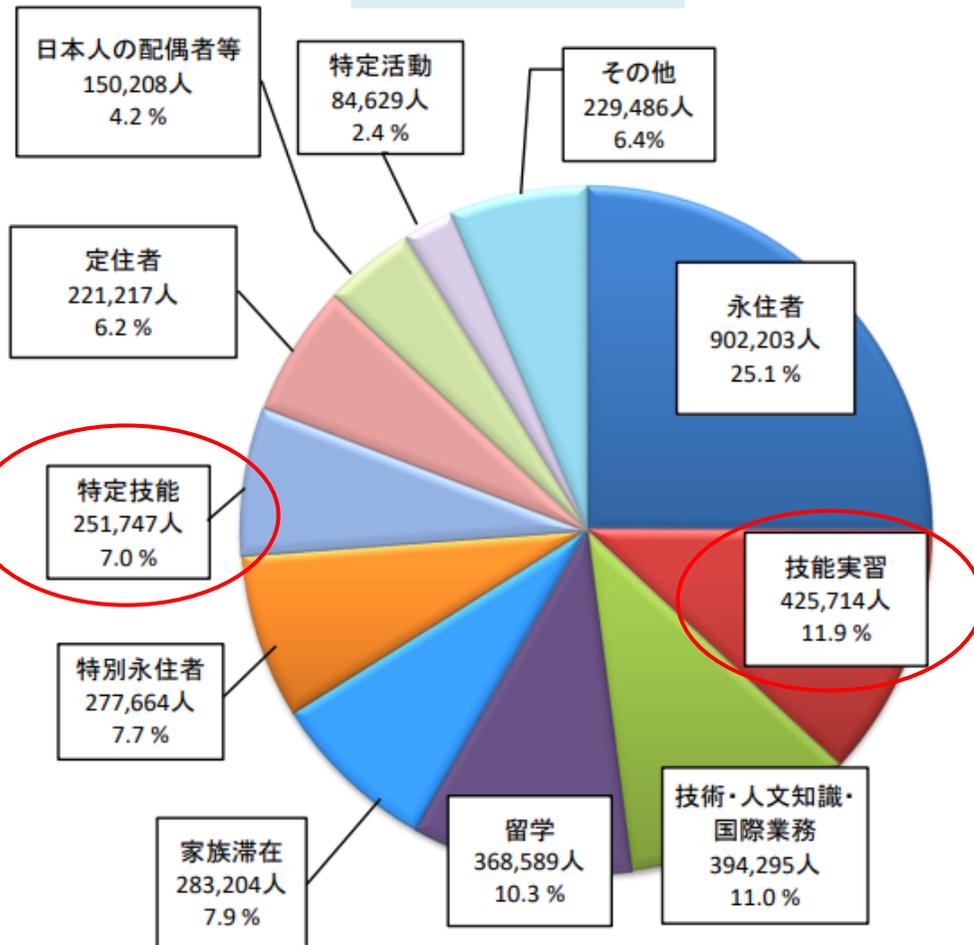
在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

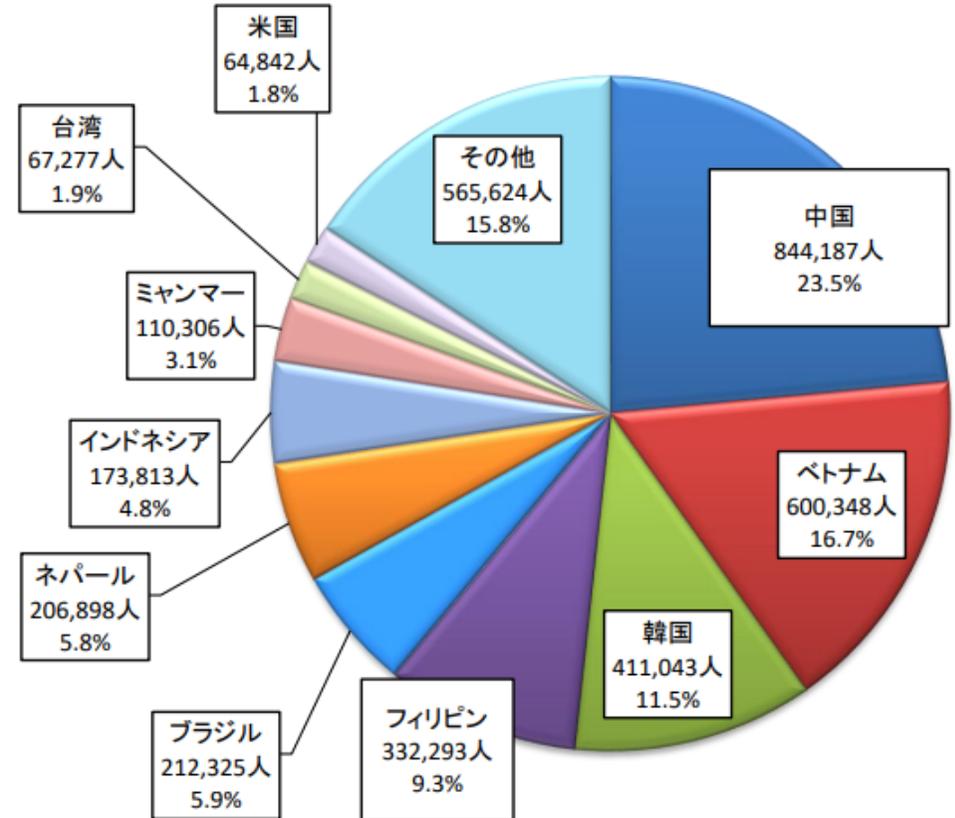
在留外国人の在留資格・国籍・地域別内訳 (R6.6末) <出入国在留管理庁資料>

在留外国人数 (総数) 358万8,956人

在留資格別



国籍・地域別



特定技能外国人の在留者数(全職種別)

(人)

特定技能1号

	令和元年末	令和2年末	令和3年末	令和4年末	令和5年末	令和6年6月末
総数	1,621	15,663	49,666	130,915	208,425	251,594
介護分野	19	939	5,155	16,081	28,400	36,719
ビルクリーニング分野	13	184	650	1,867	3,520	4,635
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	429	3,208	9,802	27,725	40,069	44,044
建設分野	107	1,319	4,871	12,768	24,433	31,853
造船・船用工業分野	58	413	1,458	4,602	7,514	8,703
自動車整備分野	10	151	708	1,738	2,519	2,858
航空分野	-	13	36	167	632	959
宿泊分野	15	67	121	206	401	492
農業分野	292	2,387	6,232	16,459	23,861	27,786
漁業分野	21	220	549	1,638	2,669	3,035
飲食料品製造業分野	557	5,764	18,099	42,505	61,095	70,202
外食業分野	100	998	1,985	5,159	13,312	20,308

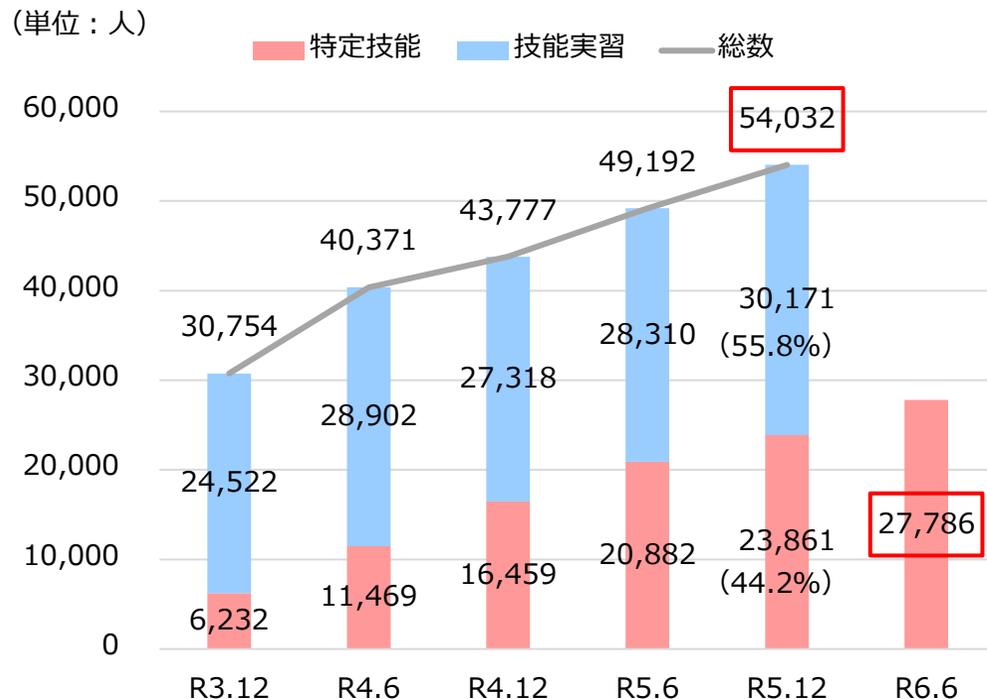
特定技能2号

	令和4年6月末	令和4年末	令和5年6月末	令和5年12月末	令和6年6月末	令和6年8月末
総数	1	8	12	37	153	314
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連製造業分野	-	-	-	1	23	45
建設分野	1	8	12	30	66	112
造船・船用工業分野	-	-	-	6	23	43
宿泊	-	-	-	-	-	1
農業分野	-	-	-	-	21	42
飲食料品製造業分野	-	-	-	-	11	41
外食業分野	-	-	-	-	9	30

農業分野の外国人材の受入れの状況（推移、国籍別）

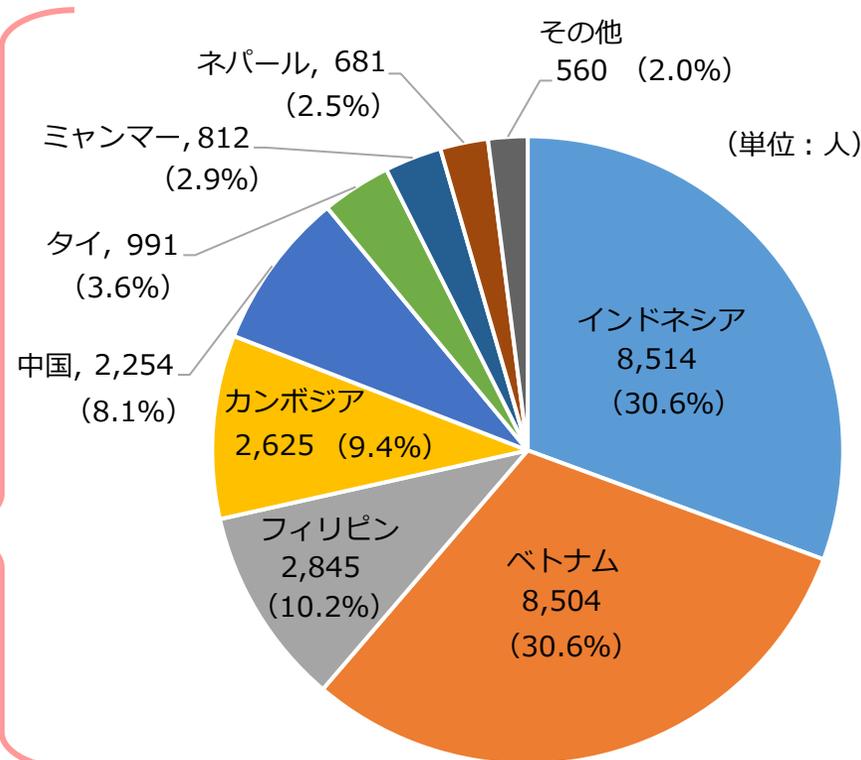
- 農業分野で働く技能実習生と特定技能外国人の総数は令和5年12月末時点で約5万4千人。
- 特定技能外国人数は令和6年6月末時点で約2万8千人となり、割合も年々増加。
- 国籍別ではインドネシア、ベトナム、フィリピン、カンボジアの順で多くなっている。

農業分野の技能実習生数及び特定技能外国人数の推移



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」（令和5年12月末現在）及び
 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和6年6月末現在）
 を基に農林水産省で作成

特定技能外国人の国籍別内訳



資料：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」（令和6年6月末現在）を基に農林水産省で作成

農業分野の特定技能1号外国人の在留者数(都道府県別)

1	北海道	3,353
2	青森	415
3	岩手	211
4	宮城	137
5	秋田	47
6	山形	60
7	福島	184
8	茨城	3,879
9	栃木	846
10	群馬	1,544
11	埼玉	379
12	千葉	1,587
13	東京	75
14	神奈川	180
15	新潟	224
16	富山	26

17	石川	52
18	福井	71
19	山梨	169
20	長野	2,267
21	岐阜	376
22	静岡	600
23	愛知	1,099
24	三重	267
25	滋賀	66
26	京都	230
27	大阪	74
28	兵庫	335
29	奈良	30
30	和歌山	74
31	鳥取	44
32	島根	67

33	岡山	289
34	広島	329
35	山口	69
36	徳島	401
37	香川	438
38	愛媛	148
39	高知	589
40	福岡	927
41	佐賀	167
42	長崎	538
43	熊本	1,983
44	大分	578
45	宮崎	582
46	鹿児島	1,220
47	沖縄	457
総数		27,786

※ 未定・不詳(手続中など) 103を含む

目次

- ① 農業分野の外国人材の受入れ状況（データ）
- ② 農業分野の外国人材の在留資格制度
- ③ 外国人材が働きやすい労働環境の整備（予算）
- ④ 失踪防止対策
- ⑤ その他の情報提供

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能1号」、「特定技能2号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 ※第1号(1年)、第2号(2年)、第3号(2年) ※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内に、1か月以上帰国させる必要	特定技能1号：通算5年 (1年を超えない範囲の在留期間を更新) 特定技能2号：上限なし (3年、1年又は6月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	特定技能1号：耕種農業全般(栽培管理、集出荷・選別等) 畜産農業全般(飼養管理、集出荷・選別等) 特定技能2号：1号で従事可能な業務及び当該管理業務 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	特定技能1号：相当程度の知識又は経験を必要とする技能 特定技能2号：熟練した技能 ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1号は、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	特定技能1号：ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力 を有することを基本 ※日本語能力試験(N4以上)及び「日本語教育の参照枠」A2相当以上の水準等。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	・ 直接雇用(農業者等) ・ 労働者派遣 (派遣事業者の要件を満たし、法務大臣が農林水産大臣と協議し適当と認める者)
在留者数	30,171人 (令和5年12月末現在 入管庁公表)	27,807人 (令和6年6月末現在 入管庁公表)

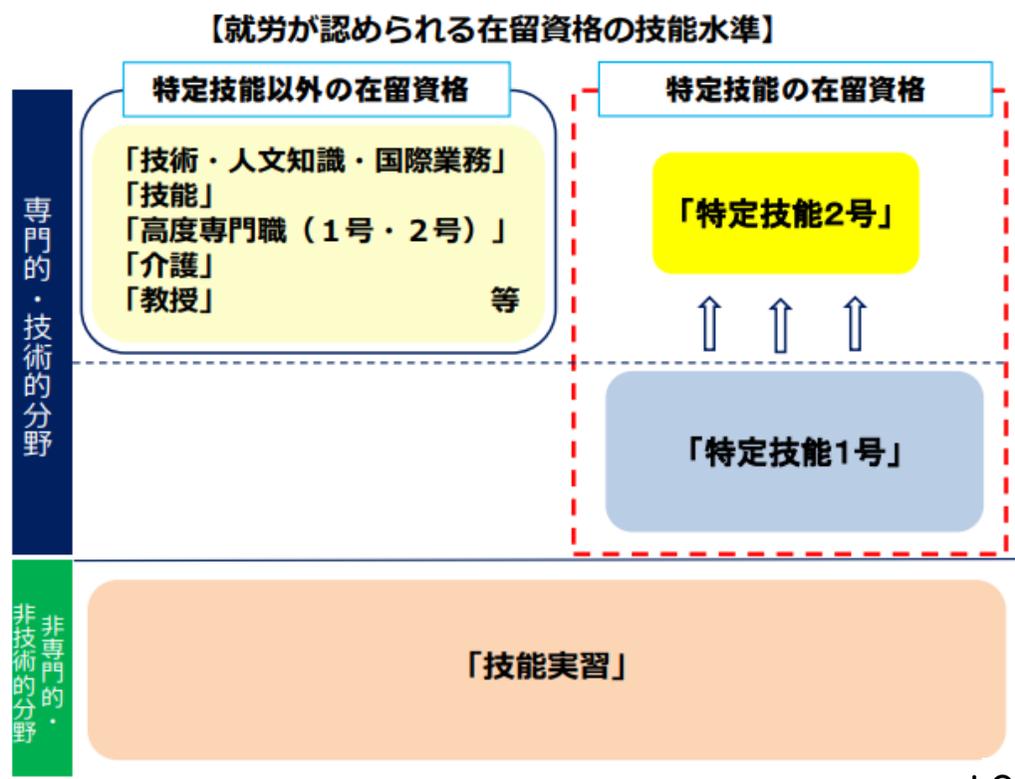
- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
 - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：262,769人（令和6年8月末現在、速報値）
 - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：314人（令和6年8月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
(16分野)
(赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。)
(「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。)

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外



特定技能外国人受入れまでのプロセス

➤ 1号特定技能外国人を受け入れるプロセスは、大きく分けて2つのステップ

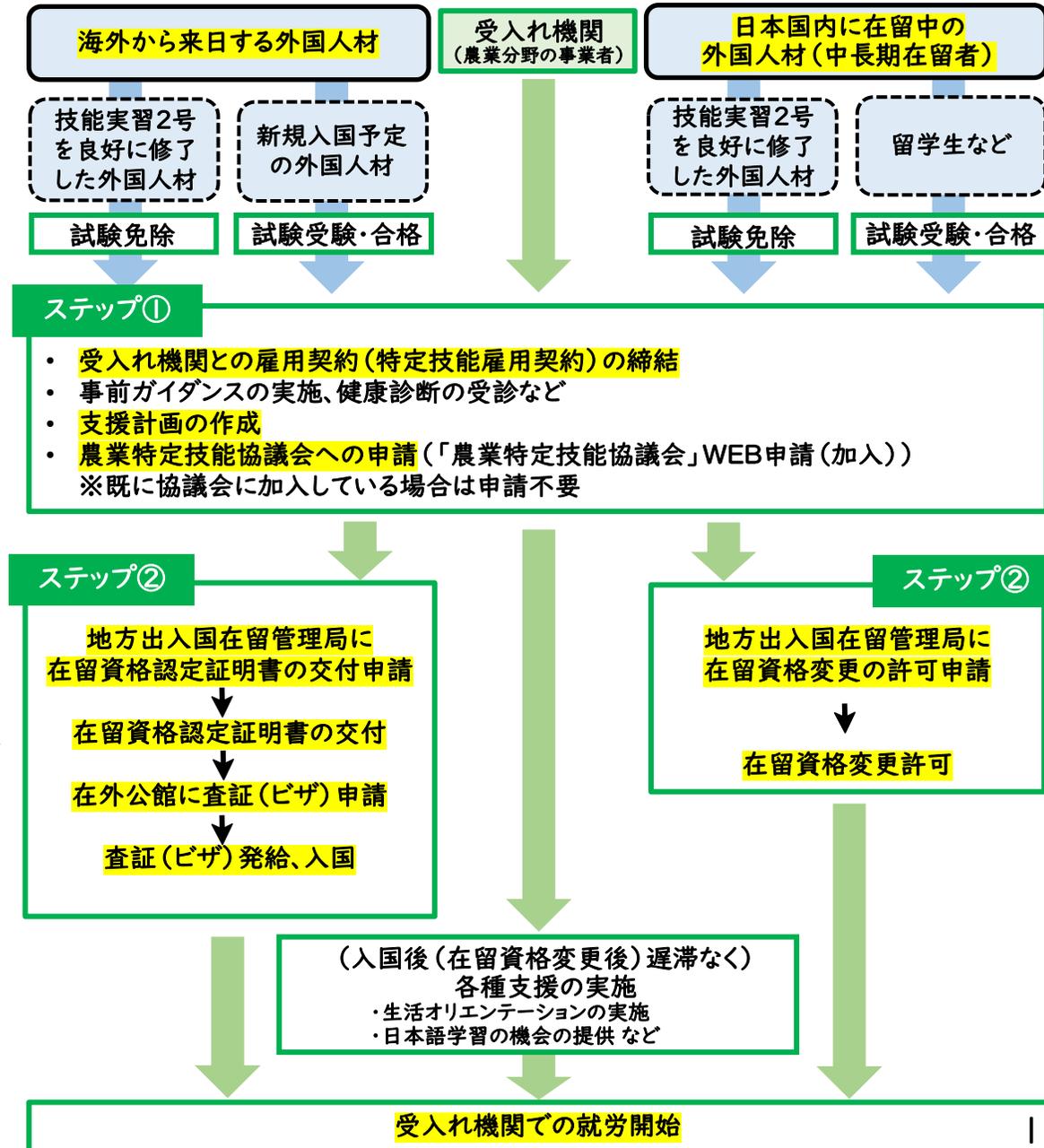
✓ ステップ①

- 雇用契約の締結
 - 支援計画の作成
 - 農業特定技能協議会への申請
- ※既に協議会に加入している場合は申請不要

✓ ステップ②

地方出入国在留管理局への申請

➤ 2号特定技能外国人を受け入れる場合は、事前ガイダンスの実施や支援計画の作成など、一部手続きが不要



出入国在留管理庁資料



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanriU6_00103.html

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数**として運用する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定**を受ける）。

監理支援機関の 許可制度

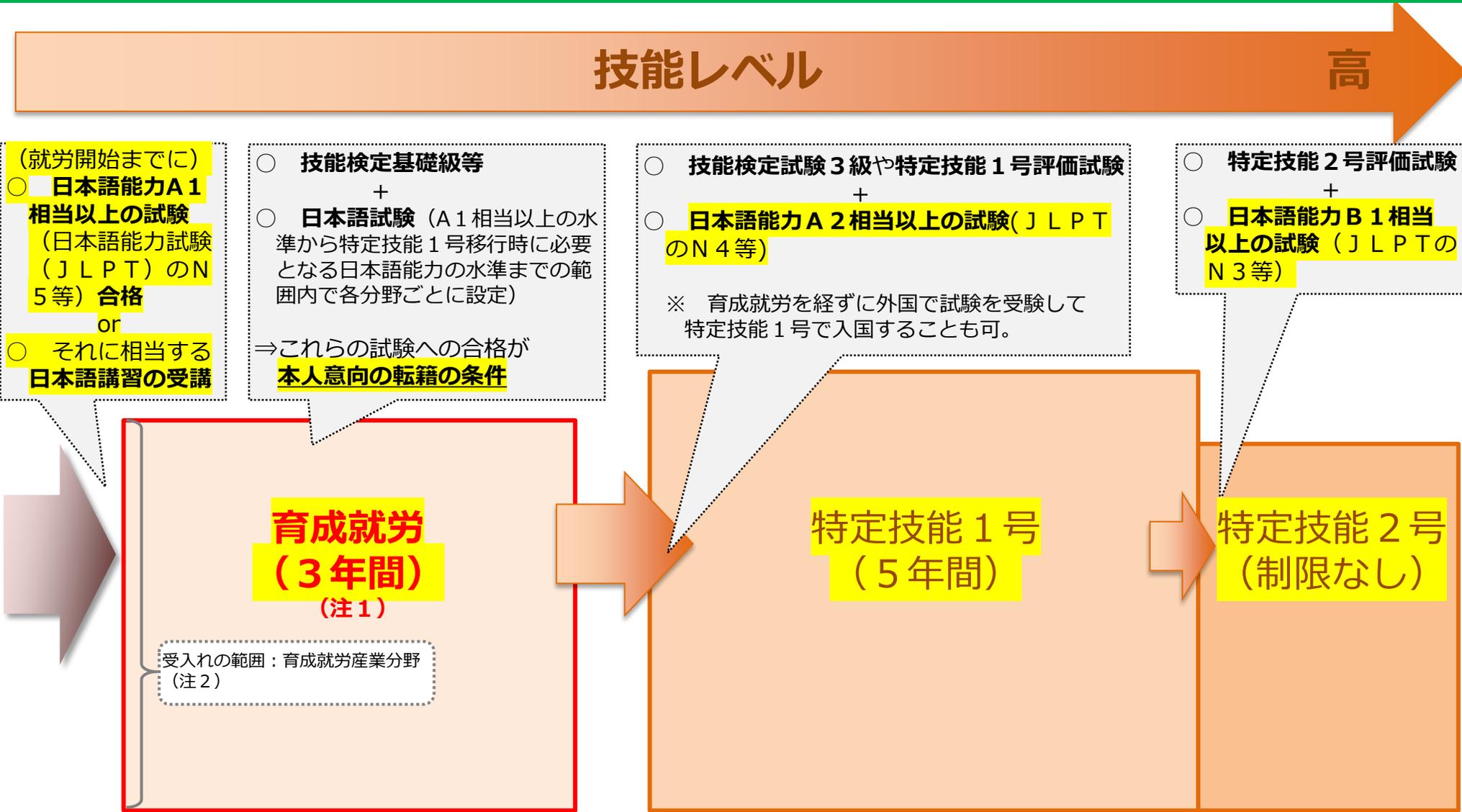
（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあつせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ <出入国在留管理庁・厚生労働省資料>

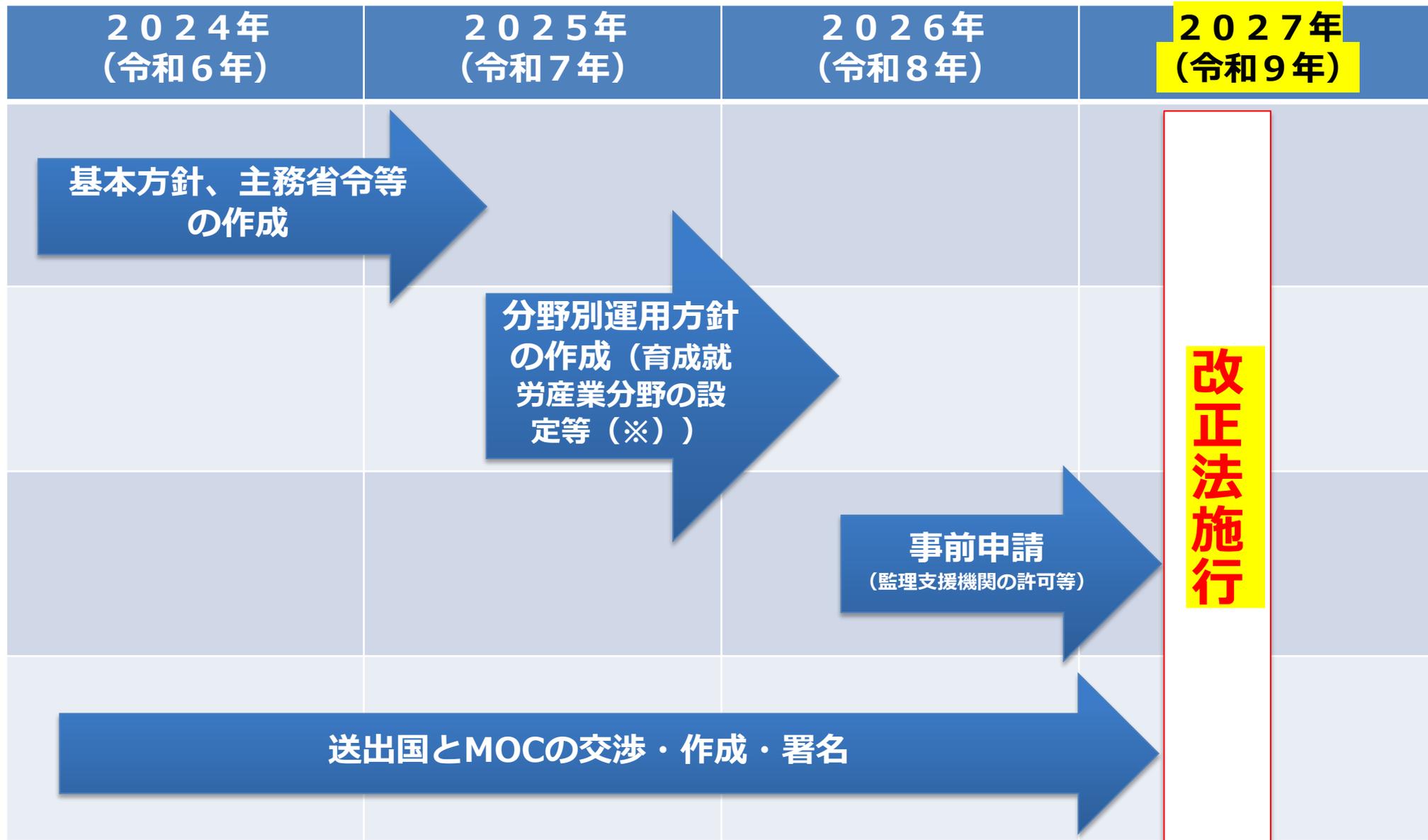


(注1) 特定技能 1号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール(予定)

<出入国在留管理庁・厚生労働省資料>



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。